

中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO
NAKASHIBETSU-CHO

7 No.487
2003
平成15年



「力いっぱい！俣落合同大運動会」

俣落地区の合同大運動会が6月7日（土）開催され、小中学生25名、保育園児10名の他、地域住民が多数参加しました。地域の合同大運動会ならではの『一体感』があり、幼児からお年寄りまで皆が楽しいひとときを過ごしていました。

発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
総務部総務課広報・調査係
TEL 01537-3-3111 FAX 01537-3-5333

中標津町ホームページの

URLは http://www.aurens.or.jp/hp/nakasi_t/
メールは nakasi-t@arens.or.jp



暮らしがかわる まちがかわる

市町村合併

7

中標津、別海、標津、羅臼の四町による根室管内四町任意合併検討協議会が六月二十七日設立されました。「合併を前提としない」この協議会では、各町、「日程や考え方」などで隔たりがあったものの、法定協議会へ移行することを、十二月中旬に結論を出すことになりました。

今月号では、任意の合併検討協議会の討議内容と合併情報（地方制度調査会の中間報告）、そして四町の都市基盤比較についてお知らせします。

根室管内四町任意合併検討協議会設立

中標津、別海、標津、羅臼の四町は、六月二十七日、標津町生涯学習センター「あすばる」で、第一回の根室管内四町任意合併検討協議会（1）を開催し、規約（案）などを原案どおり可決し、設立されました。

協議会には、四町の町長、助役、議長、副議長、議員一人の合計二十人が出席し、会長に小田桐四郎標津町長、副会長に佐野力三別海町長を選出しました。この協議会では、四町の合併に関する協議、合併に関し必要な調査、研究を進めること、住民への情報提供等を行うことを決

めました。

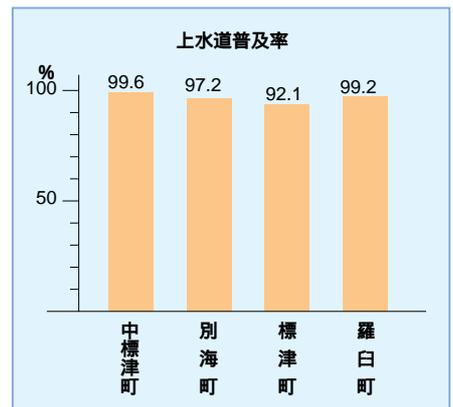
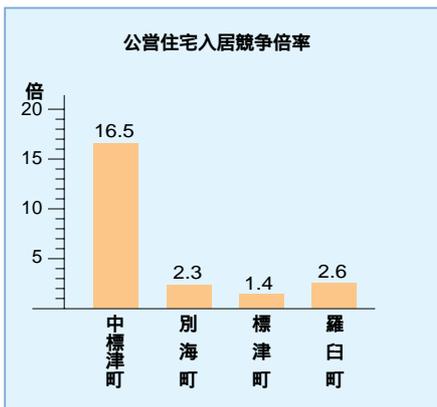
合併特例法（2）が適用される平成十七年三月までに合併する場合、法定協議会を年内に設置が必要といわれる中で、協議が始まりました。このため会議では、「合併特例法適用期限に間に合うよう進めるべきだ」「国の方針が変わる（期限の延長）可能性があるので急ぐ必要がない」「国の方針が変わることとを期待するのではなく、法定期限を視野に進めるべきだ」「合併するならば、特例法の適用に間に合うようにすべきだ」との意見が各々出され、協議会として「法定合併協議会（3）」へ移行するかどうかの判断を十二月を目標に結論を出す」ことを



4町の都市基盤比較



4町の中で、中標津町の都市基盤状況は、上水道、下水道とも普及率は1番高い。反面、町道舗装率と公営住宅の入居世帯比率は低い結果となっています。また、公営住宅を希望する町民が多いため、入居競争率は他町の7倍以上になります。



中間報告の要旨「今後の地方制度のあり方について」

1. 基礎的自治体のあり方

- ・ 十分な権限と財政基盤を持ち、住民にもっとも身近な総合的な行政主体を基礎的自治体とする。
- ・ 事務、権限の積極的な移譲により、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として全ての基礎的自治体で処理できる体制を構築する。
- ・ 地域の住民サービスは、行政と住民、NPOその他の民間セクターとの協働で行い、相互連携による新しい公共空間を形成する。

2. 合併推進法

- ・ 2005年（平成17年）4月以降は新法を制定し、一定期間更に自主的な合併を促す。
- ・ 新法は合併に関する障害除去の特例を中心とし、財政支援措置はとらない。
- ・ 必要に応じ都道府県が合併に関する構想を策定し、勧告や合意形成のための斡旋などを行う。
- ・ 合併目標を明確にするため人口規模の要件を法律上示すかどうかは積極・慎重の両論がある。

3. 地域自治制度の導入（行政区タイプ、特別地方公共団体タイプ）

- ・ 規模拡大の基礎的自治体内での住民自治を強化するため、地域共同的な事務を処理する地域自治組織を制度化する。
- ・ 地理的、財政的条件などから合併できない市町村には、包括的な基礎自治体を形成する地域自治組織となる道を開く。
- ・ それでも十分な基礎自治体としての基盤を備えられない市町村については、組織機構を簡素化した上で都道府県が事務処理を補完する特例的団体制度の導入を検討する。

解説

- この報告は、合併特例法期限である2005年4月以降も継続して合併を推進するための法律を制定する内容となっています。現行の特例法のような財政支援はありませんが、地方制度調査会副会長が示した西尾私案のような強制合併色は薄まりました。
 - 自治体は、高度化する行政事務に対応できる組織体制と財政面を含めた自立を条件としています。
 - 合併自治体の人口を決めることは、小規模自治体からの反対が多くあり、肯定・否定の両論が載せられました。道内から多くの要望がある面積要件などは含まれていません。
 - 都道府県は「旗振り役」から「仲立ち人」へ格上げし、勧告や斡旋の権限もあります。
 - 合併後も旧自治体の名称を残すことが可能になるほか、一部自治権を認める「行政区タイプ（法人格はない）」や「特別地方公共団体タイプ（法人格がある）」を設置する制度が全国町村会などの意見として反映されました。
 - 合併できない自治体に対しては、近隣の自治体や都道府県による事務処理ができる制度が考えられています。
- また、片山総務大臣の出した片山プラン「市町村合併の更なる推進」では、平成17年3月までの合併を推進するため、合併期限を平成17年3月末までに合併 都道府県に申請で認める、と法律を改正するほか、市となるべき要件の特例の延長として、平成17年3月までに合併すると3万人で市、要件なし（自治法は5万人と連たん率（ ）60%、3次産業率60%。特例法は4万人）などの推進策を打ち出しました。
- 一方、自民党の「地方自治に関する検討プロジェクトチーム」は小規模市町村を、「例えば1万人未満」と明示し、合併特例法後の人口要件に対して具体的な数字をあげています。

連たん率とは、市街地を構成する人口割合

確認しました。
今回の会議では、中標津町の町長、議長を含めた五人の委員は、国・地方とも危機的な財政状況であること、少子高齢化や中央への人口集中が加速していること等を踏まえ、この地方の振興発展を支え、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務は身近な自治体（基礎的自治体）で提供できるよう合併も選択肢の一つとして進めるべきと積極的に発言をしました。

1 任意合併協議会

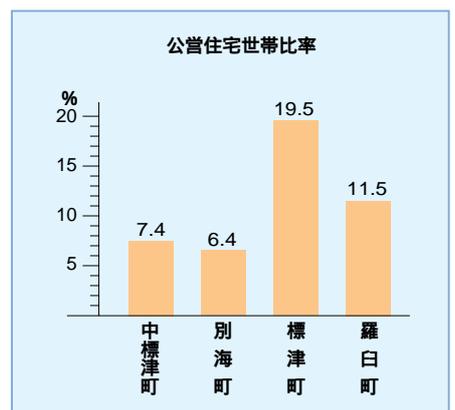
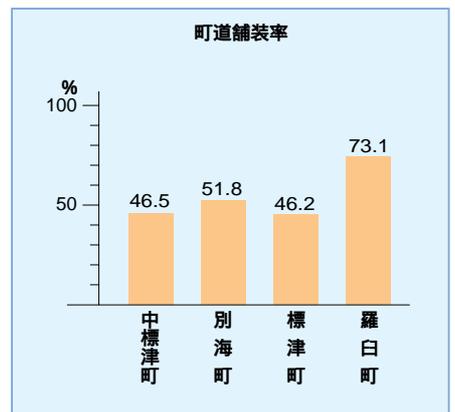
構成する町の基礎的な情報を収集し、調査研究する場です。法定協議会に円滑に移行するため、調査した各項目を検討する。設立に、特に制限はない。

2 合併特例法

平成十七年三月までに、合併申請した場合、国から 地方交付税特例措置（十年間）や 合併特例債などの財政支援を受けられる。

3 法定合併協議会

構成する町の合併後の新市町の建設計画策定や合併に関する項目を決定する場です。法律に基づき、町議会で議会の議決を得て、知事に届出が必要な協議会です。期限までの合併による財政支援を、国から受けるために不可欠な協議会です。



町には一般会計の他、病院と水道の企業会計に加え、国民健康保険事業などの6つの特別会計があります。今月号と8月号の2回に分けて各会計の決算状況をお知らせします。

お知らせします

町立中標津病院は、平成11年4月に移転新築をし4年が経ちました。移転前は8科だった診療科も平成15年度からは14科による診療体制となり、地域住民の要望に応えた医療サービスの提供に努めています。

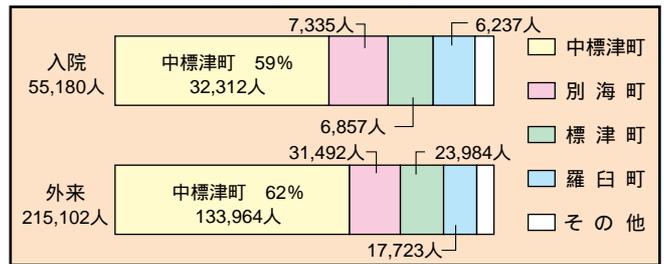
移転新築後の決算状況(表1)のとおり、平成14年度において入院患者数は昨年を若干下回ったものの、外来患者数、診療収入は過去最も多い実績となっています。

また、居住地別患者数(表2)のとおり、本病院は根室管内をはじめ幅広い地域住民のための中核的医療機関としての役割を担っています。

表1 病院事業会計決算の推移(新病院移転後)

年度	1日当たりの平均患者数		収益的収支決算額(消費税抜き)	
	入院	外来	収益合計	費用合計
11	147人	712人	36億7,063万円	40億3,428万円
12	152人	795人	37億4,647万円	39億255万円
13	154人	847人	39億2,279万円	41億1,195万円
14	151人	874人	39億9,834万円	42億7,457万円

表2 居住地別患者数(平成14年度)

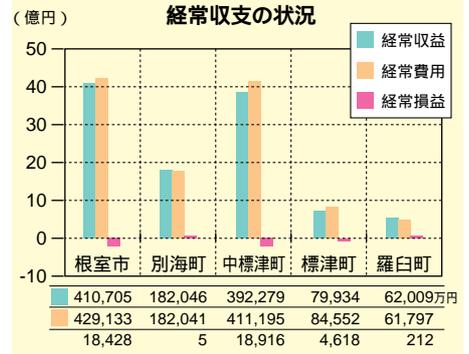
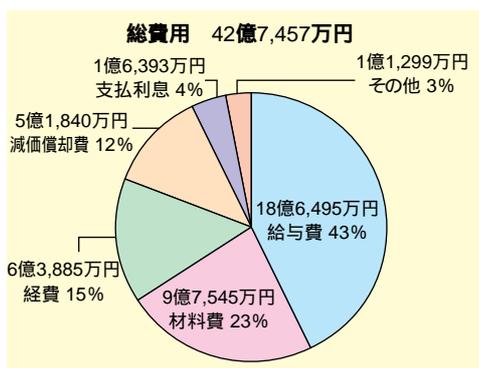
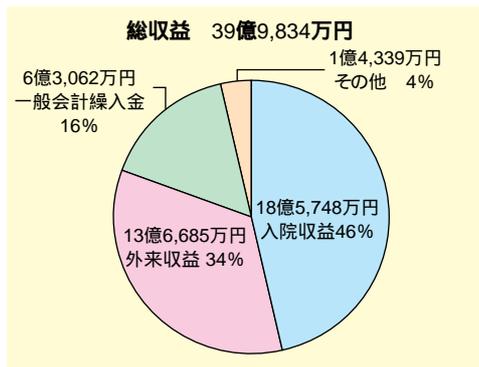


【収益の部】

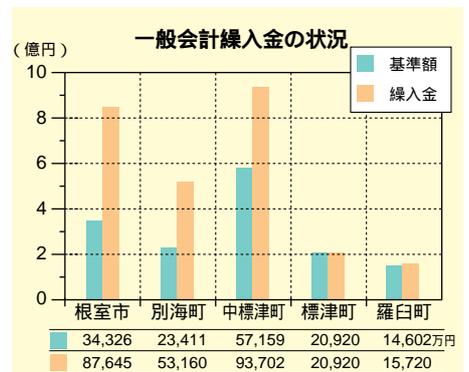
経営成績である損益計算書の総収益は39億9,834万円で、前年度に比べ7,554万円の増となりました。このうち入院収益は対前年度2,750万円(1.5%)増の18億5,748万円、外来収益は対前年度8,732万円(6.8%)増の13億6,685万円となり、ともに過去最高となりました。

【費用の部】

一方、費用においては、給与費が医師・医療技術職員の増員により対前年度6,929万円(3.9%)増の18億6,495万円となり、材料費は患者数の増加に伴い、対前年度8,163万円(9.1%)増の9億7,545万円となりました。結果、総費用は42億7,457万円で、前年度に比べ1億6,261万円の増となりました。



上下グラフデータは、平成13年度地方公営企業決算状況調べ



【一般会計繰入金】

借入金償還の一部や、救急医療・高度医療など通常の診療収入でまかなえない経費などは、一定の基準により町の一般会計が病院会計に対し負担することになっています。平成13年度は右表のとおり繰入金総額で9億3,702万円。このうち国が定めた繰入金基準分として、5億7,159万円が繰入されています。(差引3億6,543万円は収支不足補てんなど基準外の繰入)

【収支差】

収支差引きは円グラフのとおりマイナス(赤字)となっています。町立病院は自治体病院として地域住民の医療確保のため、高度医療や特殊医療などの役割を担っていることから経営的には厳しい状況にありますが、累積赤字が多額にのぼることは経営上好ましくありませんので、経営の更なる改善に取り組んでまいります。

平成14年度までの決算概要についての経営状況は、効率的な運営を行う中、給水戸数がわずかながら増加していることにより、事業収支では黒字となりました。

しかしながら、現在、水質基準の拡充改正に伴う、水道水の水質向上・給水能力の増強整備 施設の老朽化に伴う水道施設（浄水場を含む）の整備、漏水調査、老朽管（石綿セメント管）の改修、水量・水圧不足の改善など、種々の問題を抱えており、これらの整備について、計画的に進めていかなければなりません。

水道事業は「地方公営企業」として経営しています。「企業」ですから、事業に必要な経費は、原則として税金を使わないで、水道料金で運営されています。事業運営全体の健全な経営維持のため、事業収支バランスの見直しを行い良質な財源を確保し給水サービスの向上と効率的な事業の運営が求められています。

年度別決算等の比較データ

表1 収益的支出（1）及び業務量の推移（万円）

年度	収益的支出		事業費用	年度末給水戸数	年間給水量
	事業収益	うち水道料金収入			
12	49,988	43,240	44,029	9,097戸	1,975,692m ³
13	53,683	43,525	47,999	9,255戸	1,974,607m ³
14	51,866	43,306	45,510	9,408戸	1,968,917m ³
15	50,730	42,913	46,127	9,500戸	1,954,284m ³

収益的収支・資本的収支いずれも15年度は推計値です。

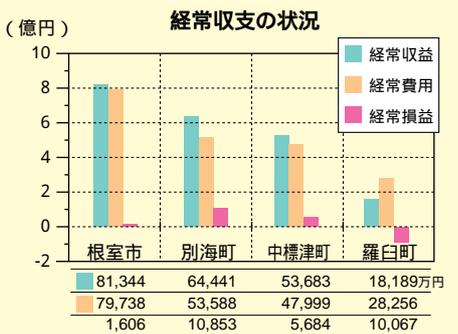
(1) 収益的支出とは、水道事業会計のうち施設の運転・管理等、水道事業を運営するための経費とその財源です。

表2 資本的収支（2）及び企業債（3）の年度末残高の推移（万円）

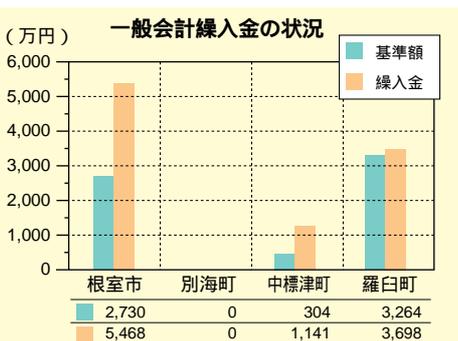
年度	収入額	支出			企業債年度末残高
		企業債借入金	建設改良費等	企業債償還額	
12	15,851	13,090	24,669	10,708	180,546
13	12,542	8,860	15,700	11,536	177,870
14	21,364	18,260	26,043	12,326	183,804
15	2,521	1,550	18,074	14,600	170,754

(2) 資本的支出とは、水道事業会計のうち、水道施設を建設・整備するための経費とその財源です。

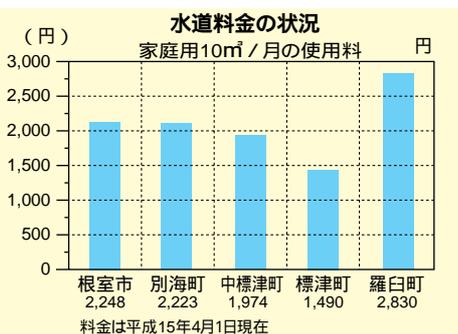
(3) 企業債とは、水道施設等の整備を行うための費用は莫大であり、水道料金だけでは足りませんので国や公営企業金融公庫等からの借入で補っています。また、収益的（事業）収支で得た利益は、これらの借入の返済（償還）に充てられます。



上下グラフデータは、平成13年度地方公営企業決算状況調べ



上記繰入金は、建設改良と災害復旧事業に係る償却の一部



平成14年決算額

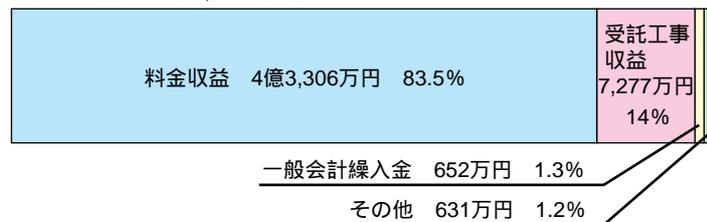
経営成績である損益計算書の収益は、5億1,866万円（前年比 1,817万円）になりました。水道料金収入では、給水人口で263人減の2万774人、給水量で5,690m³減の196万8,917m³になったことで219万円減少しました。費用でも工事負担金などの物件費が減少したため、2,489万円減少の4億5,510万円となり、平成14年度の純利益は、672万円増え、6,356万円となりました。

有収率（1）は、80.7%と1.5%減少しました。毎年有収率向上として年次の配水管整備や本管の漏水対策調査を行っています。本年度は計根別簡易水道地区の漏水調査を本格的に行いました。

資本的収支（表2）では、支出で本年度、水道施設整備のため1億円増加したことで、収支で1億7,005万円不足が生じ、**損益勘定留保資金（2）**等で補てんしました。

- 1 有収率 浄水場から配水された水量を100として、水道料金売り上げとなる水量の割合。
- 2 損益勘定留保資金 経常費用の中で現金の支払いの伴わない経費（減価償却費等）。

事業収益 5億1,866万円



事業費用 4億5,510万円



国民健康保険会計

国民健康保険会計は、平成12、13年度と医療費の伸びに収入が追いつかず赤字決算となりました。このため平成14年度には、保険税率の見直しをおこない、収支バランスをとりました。

予算総額22億8,481万円に対して歳入総額22億4,447万円（対前年比4.1%増）、歳出総額22億2,004万円（対前年比1.0%増）で、黒字決算となりました。特徴として、会計年度区分が変更になったこと（14年度限り11ヶ月間の予算）や医療制度改正が実施され、会計の負担が軽減されました。歳入については、国からの補助金等が増加したこと、税率改正により保険税収入が前年実績より1億3,185万円増加して10億322万円となり、収入総額の44.5%を占めました。歳出については、医療費の伸びが若干ゆるやかになり、1人あたり診療費では一般被保険者165,587円（前年160,588円）、退職被保険者等は327,769円（前年323,236円）、老人保健対象者は621,173円（前年688,763円）となっています。

近年、医療費の増加傾向が強いことから、生活習慣病予防啓発等の保健事業の展開をすすめ、疾病の早期発見・早期治療の推進を図っていきます。

平成14年度決算額

【歳入】		【歳出】		万円
国民健康保険税	10億 323	保険給付費	12億6,877	
国庫支出金	7億1,938	老人保健拠出金	6億2,222	
療養給付金	1億8,194	介護納付金	1億 179	
繰入金	2億7,066	前年度繰上充入金	8,776	
その他	6,926	その他	1億3,950	
合計	22億4,447	合計	22億2,004	

年度別予算の比較データ

年 度	予算額	繰入金	予算に占める割合	万円・%
12	19億2,065	1億3,710	7.1	
13	22億4,656	2億4,892	11.0	
14	22億8,481	2億4,315	10.6	
15	24億4,011	2億5,025	10.2	



かかる利子などのこと

町債 = 施設の建設など、多額の経費を必要とするとき、費用の一部を国や金融機関等から借入すること

下水道会計

平成14年度決算額

(万円)

歳入		歳出	
下水道使用料	29,977	建設費	62,355
受益者負担金	3,757	かんきょ管渠維持管理費	1,715
国・道補助金	31,293	処理場維持管理費	17,454
町債	35,180	公債費	102,487
繰入金	85,361	水洗化普及費	1,990
その他	2,013	総務費	1,580
計	187,581	計	187,581

年度別決算等比較データ

(万円)

年	町から繰入金	維持管理費補填金	基準繰入金	下水道使用料	汚水処理維持管理費
12	81,475	48,388	33,087	24,772	76,859
13	86,716	41,549	45,167	25,566	79,101
14	85,361	39,227	46,134	29,977	77,143
15	84,967	39,759	45,208	30,979	74,598

基準繰入金とは、普通地方交付税に算入されるもの。
15年については当初予算にて推計

下水道は、快適な暮らしに欠くことのできない都市施設です。当町の水洗化普及率は、89.3%（全道87.1%）になっています。その反面水洗化が普及するにあたり、下水道汚泥処理に係る費用や処理場等維持管理費が年々増加しています。その費用を使用料でまかなうため、昨年度使用料の改定を行いました。全部使用料でまかなうことは、相当の負担となるため、使用料の軽減として一般会計からの繰入金として補てんを受けています。しかし、近い将来において、使用料のみでの運営を目差し、より一層の経営努力をしています。

また、下水道汚泥の有効活用として、以前より試験機関や酪農家の協力を得ながら、発酵乾燥をさせた、汚泥堆肥（普通肥料名「環甦」）は、毎年春・秋の2回無料で配布し、多くの家庭菜園などにて利用されています。



公設卸売市場会計

平成14年度決算額

万円

(歳入)		(歳出)	
使用料	1,624	管理費	233
繰入金	496	公債費	1,888
その他	1	その他	0
合計	2,121	合計	2,121

中標津町公設地方卸売市場は、1975年（昭和50年）消費者に対して安定した商品を提供するために設置されました。

根釧地方で公設の市場として開設されているのは、中標津町の1ヵ所となっています。

中標津町公設地方卸売市場は、食の安定供給に寄与するとともに、食の安全にも配慮した商品を取り扱っていますが、平成3年度をピークに取扱高及び取扱数量共に減少傾向になっています。

これらの要因としては町内における小売店舗の減少などが考えられます。

また、市場予算額も年々減少していますが、予算額に占める繰入金の割合は26%弱になっています。

年度別予算の比較データ

万円・%

年	予算額	繰入金	予算に占める割合
12	2,317	502	21.6
13	2,236	537	24.0
14	2,169	542	24.9
15	2,119	543	25.6



繰入金 = 各制度に基づく町の負担分と各会計の収支不足分を一般会計から繰入ること

公債費 = 借入金の償還やそれに

町営牧場会計

町営牧場は、町の基幹産業である酪農の、生産コストの低減と労働力の軽減などを目的として、昭和38年に設置されました。昭和43年には農業構造改善事業で開陽台牧場、昭和56年には国営事業で依橋牧場を開設し、農家から人工授精牛を主に夏期預託放牧事業を行っています。平成10年からは、道営事業を取り入れ、開陽台牧場の草地更新等の再整備を実施中です。受入頭数は、多頭飼育による酪農経営の大型化により増加傾向にあります。また、牧場予算は現在、道営事業の負担金支出のため1億円を超える規模となっていますが、事業終了予定の平成17年以降は8千万円～9千万円に減少する見込みです。繰入金については、過去の牧場整備に係る償還金のピークが平成16年度まで続くため、5千万円前後で推移し、それ以降は年々減少する見込みです。



平成14年度決算額

万円

(歳入)		(歳出)	
放牧料	3,728	管理費	36
入牧手数料	56	事業費	6,918
財産貸付収入	466	公債費	3,991
繰入金	4,711		
町債	1,980		
その他	8		
合計	1億 949	合計	1億 945

歳入10,949万円から歳出10,945万円の差し引き額4万円は整備事業に伴う繰越分として次年度繰越金へ。

年度別予算の比較データ

万円・%

年	予算額	繰入金	予算に占める割合
11	1億 835	5,020	46.3
12	1億1,862	5,264	44.3
13	1億 118	5,383	53.2
14	1億 5	5,413	54.1
15	9,818	5,361	54.6

介護保険料

年金からの天引き(特別徴収)で納めている方へ

四月・六月・八月分の保険料は、前年度二月分の保険料と同じ額になります(仮徴収といえます)。十月・十二月・二月分の保険料については前年の所得をもとに改めて年間の保険料を算出した額から、仮徴収分(四月・六月・八月)の保険料を除いた額を振り分けた額になります。

現在、平成十五年分特別徴収の最終確認を年金保険者(社会保険庁等)と行っています。平成十五年度は保険料の改定をしたため、今年度の所得階層が前年度と同じ場合でも**標準的な例(表1)**のとおり十月から増額になります。また、今年度の所得階層が前年度と同じ場合(1)でも、**差額が多い例(表2)**のとおり八月までの保険料と比べ、十月からの保険料(差額)が多くなってしまう方もいますのでお知らせします。個人あての通知については、年金保険者との確認後、十月初旬を予定しています。

問い合わせは、保険介護課介護保険係まで(内線236・237)。

1 平成十三年度の所得階層が高かった場合等

表1 標準的な例

単位：円

所得階層	4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計(年額)
第1段階	2,800	2,800	2,800	4,600	4,400	4,400	21,800
第2段階	4,200	4,200	4,200	6,700	6,700	6,700	32,700
第3段階	5,800	5,800	5,800	8,800	8,700	8,700	43,600
第4段階	7,200	7,200	7,200	11,100	10,900	10,900	54,500
第5段階	8,700	8,700	8,700	13,100	13,100	13,100	65,400

表2 差額が多い例

単位：円

所得階層	4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計(年額)
第2段階	1,400	1,400	1,400	9,500	9,500	9,500	32,700
第3段階	2,900	2,900	2,900	11,700	11,600	11,600	43,600

* 上記以外でも、段階、金額等色々な場合があります。

希望町内会・各種団体との町づくりを考える懇談会を開催します

申し込み受け付け中



町では、毎年、地域の抱えている問題や行政に対するご意見、要望など、今後の町づくりについて町民の皆さんと直接話し合い、考える「町づくりを考える懇談会」を開催しています。

今年は9月中旬に文化会館など4ヶ所で予定しています。また、町が開催する日程以外に希望する町内会や各種団体と、「市町村合併」や「環境問題」などについて話し合う訪問型懇談会も随時実施しています。この懇談会開催を希望する場合は2週間前までに申し込みください。(時間・場所は問いませんが、町長の業務日程などで希望日に開催できないこともありますので、ご了承願います)

【申し込み先】総務課広報調査係(内線317)

住民基本台帳ネットワークシステム

第2次サービスが8月25日から
スタートします。

昨年8月にスタートした住民基本台帳ネットワークシステムの第2次サービスが8月25日からスタートします。これにより、全国どこの市区町村でも自分の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）が取れるようになります。また、住民基本台帳カードの利用により、転入転出手続きの簡素化が図られるなど、ネットワークを利用したサービスが可能となります。

詳しくは生活課戸籍住民係（内線215）へお問い合わせください。



住民基本台帳カードの登場



希望すれば、
住民基本台帳カード
が交付されます

- 写真付、写真なしどちらか選べます。
- カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。
→ 住民票の写しの広域交付、転入転出手続きの簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用
- 公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。
- 写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。
- 中樞津町での交付手数料は、1,500円です。

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します



タウンポスト
国民年金

Q&A

平成15年度国民年金保険料の
免除申請の受付を7月1日より
実施しています。

Q 保険料免除について教えて
ほしいのですが。



A 保険料免除には保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の半額を納める「半額免除」があります。

自営業などの第1号被保険者で、収入が少なく保険料の納付が困難な人は、役場の国民年金担当窓口で「免除申請書（全額・半額）」に必要事項を記入して提出してください。後日、社会保険事務所が前年分の所得などを審査して、結果（承認・却下）をお手元に通知します。

免除（全額・半額）が承認された場合は、申請した月の前月分から翌年6月までの保険料の全額または半額が免除されます。ただし、半額免除が承認された場合は、残りの半額の保険料を納付しないと未納期間扱いとなりますので、忘れずに納めてください。

所得要件、手続きに必要なものなど、詳しくは生活課年金係までお気軽にお問い合わせください。

保険料免除の申請は毎年必要です。忘れずに！

7	日	月	火	水	木	金	土
	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					

税金

7月は固定資産税(第2期)
国民健康保険税(第2期)
介護保険料(第2期)の納期です

固定資産税の第2期と国民健康保険税の第2期、介護保険料の第2期の納期限は7月31日です。忘れずに納期内に納めましょう。

固定資産税、町道民税の第1期、軽自動車税の全期、国民健康保険税及び介護保険料の第1期の納期限がすでに経過しています。

もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

~町税等各種収納金の納付は口座振替で~

<7月の収納窓口休日開設及び平日開設時間延長日>

休日開設日	開設時間延長日
27日(日)	17日(木) 31日(木)
午前9時~ 午後5時まで	午後5時15分~ 午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

電動式生ごみ処理機の購入助成について

町では本年二回目の電動式生ごみ処理機の助成金交付申請の手続きを七月七日(月)~七月二十五日(金)まで行っています。助成件数は二十件となっております。助成件数は詳しくは生活課環境衛生係まで。

町営住宅入居者募集

募集団地 東中団地

平屋の3DK 一戸
昭和五十三年建設
家賃 一万千八百円

募集団地 宮下高台団地

二階の2LDK 一戸
昭和六十一年建設
家賃 一万三千九百円

募集団地 計根別団地

一階の2LDK 一戸
平成六年建設
家賃 一万六千六百円

道営住宅入居者募集

募集団地 東中団地

平屋の3DK 一戸
昭和五十一年建設
家賃 一万三千二百円

申込期限 七月十八日(金)まで

受付場所 役場管理課住宅係

抽選日 七月二十四日(木)

抽選会場 役場三〇一号会議室

入居可能日 平成十五年八月

自衛官募集

募集種目 曹候補士及び2士
資格 日本国籍を有し、満十八歳以上二十七歳未満

サマージャンボ宝くじ発売のお知らせ

7月14日(月)から8月1日(金)までサマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)が発売されます。

今年は、1億円以上(1等、2等)の当せん本数が昨年より38本増加されました。

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよい街づくりに使われます。

中標津町ではこれまで、明生地区コミュニティセンター、西町・明生・まこと団地・睦の各児童公園などの整備に活用されています。



募集種目 一般曹候補学生
資格 日本国籍を有し、満十八歳以上二十四歳未満の者

受付期間 八月四日~九月十日
試験期日 九月十六日~九月三十日

詳しいお問い合わせは、自衛隊帯広地方連絡部中標津募集事務所
☎(2)0120まで。

食中毒の発生を予防しましょう!

食中毒が発生しやすい時期となりました。食中毒は飲食店などの営業施設だけでなく、家庭においても発生しています。

食中毒予防の原則は、菌を「つけない」、「ふやさない」、「やっつける」の三つです。

自分たちが作ったもので食中毒が起きないように、この三つの原則を念頭に置き、特に次のことに注意しましょう!

手をきちんと洗う。
調理器具類は常に清潔にし、食材ごとに使い分ける。

生鮮食品は新鮮なものを購入する。
冷蔵が必要なものは購入後速やかに冷蔵庫へ保管し、室温に長時間放置しない。

加熱調理するときは、中心部まで十分に加熱する。
貝毒が発生している海域では、二枚貝を採って食べない。

食中毒予防に関する相談、問い合わせは、中標津保健所生活衛生課食品保健係☎(2)2168まで。

特定疾患などで町外に通院している方へ

平成十五年前期分(一月~六月)の通院交通費の補助申請を受け付けています。

対象となる方は、特定疾患などで北海道知事から医療受給者証の交付を受けている方で、町外の医療機関に通院している方と、医師が必要と認めた介助者です。

健康

骨粗鬆症検診のお知らせ(8月分)

8月分の予約の受付についてお知らせします。
申込期間 7月5日～7月20日の平日
実施期間 8月1日～8月31日の平日
内容 問診、骨密度測定、診察
料金 1,000円
定員 1日2人
実施場所 町立中標津病院
申込み先 中標津町保健センター
 ☎(2)2733まで

乳がん検診のお知らせ(9月分)

9月分の予約の受付についてお知らせします。
申込締切 8月7日(木)
実施日 9月1日(月)
内容 マンモグラフィー撮影(希望者のみ)、問診、視診、触診
料金 視診、触診のみ 800円
 マンモグラフィー撮影希望者 1,900円
定員 30人
実施場所 町立中標津病院
申込み先 中標津町保健センター
 ☎(2)2733まで

「介護をされている方の交流会」のお知らせ

在宅で介護をされている方の交流会を行います。普段感じていることについて語りあったり、情報交換をしたりしませんか?
日時 7月29日(火)
 午後1時30分～午後3時まで
場所 中標津町保健センター
 お問い合わせ、参加申し込みは7月18日(金)まで中標津町保健センター ☎(2)2733まで。

町立病院からのお知らせ

7月の整形外科診療日は次のとおりです。お問い合わせのないようお願いいたします。

月曜日	7日、14日、28日
火曜日	なし
水曜日	2日、16日
木曜日	3日、17日、24日
金曜日	4日、11日、18日、25日

中標津町観光協会からのお知らせ

今年の第47回なかしべつ夏祭りは、8月9日(土)～10日(日)に日程が変更となります。【大平原花火大会は8月16日(土)】詳しくは広報紙8月号でもお知らせしますが、事前に確認したいことなどがある方は、事務局(役場経済振興課)までお問い合わせください。



くらしの

申請にあたっては、申請書類を役場で受け取り、通院先の医療機関で通院回数の証明を受けた後、七月末日までに申請してください。詳しくは福祉課福祉給付係まで

保育士の資格を持つみなさんへ

児童福祉法の改正(平成十五年十一月二十九日施行)により、保育士資格が法定化され、保育士は都道府県の保育士登録簿に登録しなければ、保育士の名称を使用することができなくなります。現在保育士として業務をされている方々、それ以外の業務をされている方でも保育士の資格を持っている将来保育士として働かれる予定のある、または検討されている方については、働かれる前には登録を済ませなければなりません。保育士登録の申請受付、保育士証の交付については都道府県から

登録事務を委託されている登録事務処理センターで行い、申請に必要な書類(登録の手引き)については、登録事務処理センターで入手できます。詳しくは左記までお問い合わせください。

問い合わせ先

登録事務処理センター(東京都渋谷区渋谷一丁目一番八号)
 ☎0120 041943まで

特定計量器(小型はかり)の定期検査について

はかりや分銅、おもりを取りや証明に使用する方は、そのはかり等を二年に一度の周期で計量法の規定に基づく検査を受けることが義務付けられており、検査を受けないとばかりを使用することができません。今年が定期検査の年になっており、次の期間に北海道計量検定所釧路支所が検査を行いますので、町内の方ではかり等を取りや証明に使用

用している、またはこれから使用する方は経済振興課商工労働係までお問い合わせください。
検査予定期間 九月九日～十二日
検査予定場所 総合文化会館

北海道障害者職業能力開発校入校適性相談のご案内

北海道障害者職業能力開発校では平成十六年度の入校希望者を対象に、障害の程度や能力に合った訓練科目が選択できるように、次により相談を行っています。
 相談を希望される方は、事前にお電話で申し込みください。

申込先及び相談場所

〒073-0255
 砂川市焼山六十番地
 北海道障害者職業能力開発校
 ☎(0125)522774

相談期間

平成十五年七月一日(火)～平成十六年二月二十五日(水)の午前九時三十分～午後三時まで。

(ただし、土・日・祝祭日及び夏期・冬期休暇期間を除く。)
家畜商講習会の開催について
 平成十五年の家畜商講習会が次のとおり開催されます。受講を希望する方は期日までに農林課畜産係へお申し込みください。

講習会開催日時及び場所

十月二日(木)～三日(金)
 午前九時～午後五時まで
 札幌市(北海道庁別館地下二階大会議室)

提出書類

受講願書(写真貼り付け)二部
 (様式は農林課畜産係にあります。)

受講手数料

三千八百五十円相当の北海道収入証紙

申込期日

八月十五日(金)
 詳しくは農林課畜産係まで。



町長賞 中標津小学校 5年 桧山 思穂さん

歯の衛生週間に合わせ、町内の小学校から募集した平成十五年度「歯つびいスマイル」ポスター・図画コンクールの入選作品が決まりました。
 入選作品を含む七十二点は、八月九日(土)～八月十七日(日)まで、しるべつと町民ホールに展示する予定です。ご覧ください。

応募総数 1,225点



「歯つびいスマイル」ポスター・図画コンクール



歯学会賞 中標津東小学校 4年 細谷 周平くん



教育長賞
丸山小学校 5年 塩田 智也くん

この広報紙は資源保護のため再生紙を使用しています。

マチのシンボル武佐岳の山開きが行われました。ここ数年天候に恵まれていませんでしたが、今年は時折り晴れ間も見える中、地元の小学生や町内外の登山愛好者約五百人が頂上を目指しました。
 頂上からの景色を楽しみにしていましたが、あいにく雲が多く広大な風景は「白一色」に覆われ、残念ながら景色を楽しむことができませんでした。



武佐岳山開き



平成15年 **7**
VOL.487

中標津
なかしべつ

ひとのうごき

5月31日現在住民登録人口

() 内は前月比

誕生 16人 死亡 14人
 転入 67人 転出 93人

町の人口 23,745 (- 24)
 男 11,663 (- 19)
 女 12,082 (- 5)
 世帯数 9,871 (- 4)